

広島県産業廃棄物抑制基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第五十七号

##### 広島県産業廃棄物抑制基金条例の一部を改正する条例

広島県産業廃棄物抑制基金条例（平成十五年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「処理」の下に「その他の循環型社会の形成」を加える。

##### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。